

貸付期間中の届出

修学資金の貸付期間中に休学又は退学等で異動が生じた場合は、区へ届け出なければなりません。

1. 貸付期間中の異動

(1) 異動とは

休学・停学・復学・退学・借受辞退・改姓・死亡・住所（本籍）変更・連帯保証人の変更等を異動といいます。

(2) 異動したら

- ・ 異動が生じたときは、直ちに（事実が生じた日から15日以内に）下表の「在学中の異動届出表」（表1）により、所定の様式で届け出てください。
- ・ 届出を怠ると資金の貸付停止、返済等の不利益を受けることがありますので、必ず届け出てください。

在学中の異動届出表（表1）

提出書類 異動事項	様式番号				添付書類	備考
	3号 連帯保証人 変更申請書	10号 借用証書	12号 償還猶予 申請書	16号 異動・取得届 ・変更		
住所が変わったとき				○	住民票（世帯全員の写）	本人・連帯保証人・保護者区分
姓名が変わったとき				○	戸籍抄本	
休学・停学したとき				○	学校長が発行したもの	様式は任意
復学したとき				○	学校長が発行したもの	様式は任意
留年したとき				○	在学証明書	様式は任意
留年後進級したとき				○	在学証明書	様式は任意
退学したとき		○		○	学校長が発行したもの	様式は任意
借受辞退したとき		○	○	○	在学証明書	様式は任意
本人が死亡したとき		○		○	戸籍抄本	
連帯保証人の変更	○				・ 住民票（世帯全員の写） （本籍・続柄のあるもの） ・ 納税証明書等	資格要件有り